



令和元年10月より 国による 幼児教育・保育の無償化が スタートします

3歳児クラスから5歳児クラスまでのすべてのお子さん、
0歳児クラスから2歳児クラスまでの住民税非課税世帯の
お子さんが対象になります。

①

幼稚園・保育所・
認定こども園など
3～5歳児・
0～2歳児《非課税世帯》

無 償

**※副食費も
無償(町の
独自施策)**

②

幼稚園・認定こども園の
預かり保育事業

**月額11,300円を
上限に無償**

③

私学助成幼稚園

**月額25,700円を
上限に無償**

④

認可外保育施設など

**月額37,000円を
上限に無償**

⑤

障がい児の
発達支援

無償



①から⑤の詳細については、次ページ以降をご確認ください

① 幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する子ども

○幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳児クラスから5歳児クラスまでの全てのお子さんの保育料が無償化となります。

●無償化の期間は、小学校入学前の3年間(3歳児クラスから5歳児クラス)です。

●諸費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。

(注) 2号認定、3号認定を受けているお子さんの延長保育料は無償化の対象外となります。

【※副食費(おかず代、おやつ代など)について】

2号認定(3歳児クラスから5歳児クラス)のお子さんの給食費のうち、副食費分は、現在、保育料に含まれており保護者負担となっていますが、10月以降、国による無償化の対象とはならず、引き続き保護者の負担となりますが、忠岡町では保護者負担の軽減を図るため、**町内在住者で町内の施設に通われる場合に限り、町の独自施策として町が全額負担**することとさせていただきます。

○0歳児クラスから2歳児クラスまでのお子さんについては、**住民税非課税世帯を対象として保育料が無償化となります。**

●お子さんが2人以上いる世帯の負担軽減の観点から、現行制度(国の制度)を継続し、幼稚園等を利用する最年長のお子さんを第1子とカウントし、第2子にあたる場合は半額、第3子以降にあたる場合は無償となります。

(注) 年収360万円未満相当世帯については、上のきょうだいの年齢は問いません。

○幼稚園、保育所、認定こども園に加え、**地域型保育、企業主導型保育事業も同様に無償化の対象となります。**

(注) 地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を言います。

② 幼稚園・認定こども園の預かり保育を利用する子ども

○無償化の対象となるためには、忠岡町から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。

(注) 原則、通われている幼稚園、認定こども園を経由しての申請となります。「保育の必要性の認定」については、就労などの要件(認可保育所の利用と同等の要件)がありますので、町にご確認ください。

○幼稚園の利用に加え、**利用日数に応じて、最大月額11,300円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化となります。**

③ 私学助成幼稚園を利用する子ども

○私学助成幼稚園を利用する3歳児(年少)クラスから5歳児(年長)クラスまでの全てのお子さんの保育料について、月額25,700円まで無償化となります。

- 無償化の期間は、満3歳から小学校入学前までです。
- 入園料を支払った年度は、入園料を月額に換算のうえ、月額保育料に加えて計算します。
- 入園料・保育料に対し、月額25,700円を上限に町から給付費として幼稚園に支払います。幼稚園から請求される保育料が25,700円を超える場合、超えた分のみを幼稚園に支払うこととなります。
- 無償化の対象となるための認定を新たに受ける必要があります。園から配布される認定申請書に必要事項を記入のうえ、園に提出してください。
- 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。ただし、年収360万円未満相当世帯及び小学校3年生のお子さんから数えて第3子以降の場合、実際に支払った副食費を補助します。(月額上限4,500円)

④ 認可外保育施設などを利用する子ども

○無償化の対象となるためには、忠岡町から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。

(注)「保育の必要性の認定」の要件については、就労などの要件(認可保育所の利用と同等の要件)がありますので、町にご確認ください。

○3歳児クラスから5歳児クラスまでのお子さんは月額37,000円まで、0歳児クラスから2歳児クラスまでの住民税非課税世帯のお子さんは月額42,000円までの保育料が無償化されます。

○認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業が対象となります。

(注)認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育などを指します。

(注)複数施設を利用する場合、それらを合計のうえ、上記の上限額範囲内で無償となります。

⑤ 障がい児支援を利用する子ども

○3歳児から5歳児までの子どもたちで障がい児支援(児童発達支援、医療型児童発達支援、保育所等訪問支援など)を利用するお子さんの利用料が無償化となります。

(注)住民税非課税世帯については、0歳児から5歳児まで既に無償となっています。

(注)医療型児童発達支援などにかかる医療費や、おやつ代などの事業者を支払う実費は、これまでどおり保護者の負担になります。

○幼稚園、保育所、認定こども園などと障がい児支援を併用する場合も、ともに無償化の対象となります。

幼児教育・保育の無償化の主な例

3歳児クラス
～
5歳児クラス

利用

幼稚園、
保育所、
認定こども園、
就学前障がい児の発達支援

①
③
⑤

無償

(私学助成幼稚園は
月額25,700円まで)

保育の必要性の認定
事由に該当する
子ども

- ・共働き家庭
- ・シングルで働いている家庭
- など



利用

幼稚園、認定こども園の
預かり保育

②

幼稚園、認定こども園
(教育部分)の利用に加え、
月額11,300円まで無償※

利用
(複数利用)

認可外保育施設、
一時預かり事業など

④

月額37,000円まで無償

複数利用

幼稚園、
保育所、
認定こども園

+

障がい児の
発達支援

①
③
⑤

ともに無償

(私学助成幼稚園は
月額25,700円まで)

3歳児クラス
～
5歳児クラス

利用

幼稚園、認定こども園、
就学前障がい児の発達支援

①
③
⑤

無償

(私学助成幼稚園は
月額25,700円まで)

〔上記以外〕

- ・専業主婦(夫)
家庭 など

複数利用

幼稚園、
認定こども園

①
③
⑤

+

障がい児の
発達支援

ともに無償

(私学助成幼稚園は
月額25,700円まで)

住民税非課税世帯については、0歳児から2歳児までについても上記と同様の考え方により無償化の対象となります。

◇認可外保育施設などの場合、月額42,000円まで無償

(注) 幼稚園の預かり保育や認可外保育施設を利用している場合、無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定」を受けることが必要です。

(注) 例に記載はありませんが、地域型保育も対象です。また、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も対象となります。

問い合わせ先: 忠岡町教育委員会教育部教育みらい課(①～④)

忠岡町健康福祉部地域福祉課(⑤)

TEL: 0725-22-1122

